令和2年度徳島県一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

令和2年度一般会計の決算状況は第1表,令和2年度特別会計の決算状況は第2表のとおりです。

1 一般会計

(1) 歳 入

一般会計歳入決算額は556,181,892,120円であり,前年度に比べて

74,338,057,529円,率にして15.4パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、国庫支出金53,677,468,275円の増(前年度比増加率94.4%),県債9,567,000,000円の増(同18.1%),地方消費税清算金5,473,906,690円の増(同21.9%),地方交付税4,862,751,000円の増(同3.3%)となっており、これに対し減額は、地方譲与税1,033,216,607円の減(前年度比減少率7.6%)となっています。

県税や諸収入,繰入金などの<u>自主財源は7,446,835,861円増加し,割合は38.9%</u>(前年度43.3%), 県税や地方交付税など使途が特定されない<u>一般財源は</u>10,128,799,554円増加し,割合は49.4%(同55.0%)を占めています。 (資料1及び2参照)

(2) 歳 出

一般会計歳出決算額は534,412,221,097円であり,前年度に比べて 66,378,159,152円,率にして14.2パーセントの増となっています。増額の主な内訳は, 衛生費19,025,053,645円の増(前年度比増加率83.1%),土木費17,563,738,284円の増 (同31.2%),商工費12,097,808,615円の増(同22.2%),民生費7,594,450,228円の増 (同12.7%)となっており,これに対し減額は,公債費2,330,713,161円の減 (前年度比減少率3.2%),災害復旧費1,050,196,108円の減(同31.0%)となっています。 人件費や扶助費,公債費といった義務的経費は1,477,814,588円減少し,割合は 34.6%(前年度39.8%)を占めています。(資料3及び4参照)

なお,<u>義務的経費の割合は</u>,財政構造改革基本方針の初年度である平成20年度と比べて14.5ポイントの減となっています。

(3) 実質収支

一般会計の収入済額と支出済額との差引額,すなわち形式収支は21,769,671,023円となっており,形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源8,565,114,758円を差し引いた 実質収支額は13,204,556,265円の黒字となっています。

2 特 別 会 計

20の特別会計については、歳入決算額350,668,423,990円、歳出決算額337,661,166,749円であり、歳入歳出差引額13,007,257,241円から翌年度へ繰り越すべき 財源58,674,247円を差し引いた実質収支額は12,948,582,994円の黒字となっています。

第1表 一般会計決算状況

① 歳 入

	令和2年	度	令 和 元 年	度	前年度比	較
款名		構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
	(A)	0/	<u>(B)</u> 円	0/	(A)-(B) 円	0/
	円	%	H	%	H	%
01 県 税	77,732,448,994	14.0	76,706,155,523	15.9	1,026,293,471	1.3
02 地方消費税清算金	30,431,614,916	5.5	24,957,708,226	5.2	5,473,906,690	21.9
03 地 方 譲 与 税	12,522,913,006	2.2	13,556,129,613	2.8	△1,033,216,607	△7.6
04 地 方 特 例 交 付 金	421,393,000	0.1	622,328,000	0.2	△200,935,000	△32.3
05 地 方 交 付 税	153,839,299,000	27.6	148,976,548,000	30.9	4,862,751,000	3.3
06 交通安全対策特別交付金	229,533,000	0.1	211,379,000	0.1	18,154,000	8.6
07 分担金及び負担金	1,176,276,717	0.2	1,006,072,154	0.2	170,204,563	16.9
08 使用料及び手数料	5,261,589,835	0.9	5,786,118,231	1.2	△524,528,396	△9.1
09 国 庫 支 出 金	110,566,668,489	19.9	56,889,200,214	11.8	53,677,468,275	94.4
10 財 産 収 入	670,358,526	0.1	763,152,409	0.1	△92,793,883	△12.2
11 寄 附 金	909,419,779	0.2	103,706,847	0.1	805,712,932	776.9
12 繰 入 金	70,326,512,929	12.6	69,912,019,409	14.5	414,493,520	0.6
13 繰 越 金	13,809,772,646	2.5	14,119,240,552	2.9	△309,467,906	$\triangle 2.2$
14 諸 収 入	15,832,091,283	2.9	15,349,076,413	3.2	483,014,870	3.1
15 県 債	62,452,000,000	11.2	52,885,000,000	10.9	9,567,000,000	18.1
合 計	556,181,892,120	100.0	481,843,834,591	100.0	74,338,057,529	15.4

主な増額理由

- ・国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの増によるものです。
- ・県債については、道路橋りょう費債、河川海岸費債などの増によるものです。
- ・地方消費税清算金については、算定基礎となる全国の地方消費税の収入の増によるものです。
- ・地方交付税については、普通交付税が基準財政需要額の増加に伴い増となったことによるものです。

主な減額理由

・地方譲与税については、国譲与額の減によるものです。

② 歳 出

							令	和	2	年	度	令	和	元	年	度	į	介 年	度比	較
		款		名			決(額		構成比	決	算	額		構成比		減		増減率
						4	((A)		-	0/		(B)		ш	0/	(/	4)-(E		0/
	->4-									円	, ,				円	%			円	%
01	議		会	•		₹	96	0,5	40,	,394	0.2		980,	986,	914	0.2	Δ	20,4	146,520	$\triangle 2.1$
02	総		務	:	堻	ŧ	37,07	2,9	81,	,372	6.9	33,	743,	028,	376	7.2	3,3	29,9	952,996	9.9
03	民		生		堻	4	67,55	6,7	734 ,	,412	12.6	59,	962,	284,	184	12.8	7,5	94, 4	150,228	12.7
04	衛		生			ŧ	41,93	2,2	284,	,797	7.9	22,	907,	231,	152	4.9	19,0	25,0)53,645	83.1
05	労		働	i		ŧ	4,03	4,3	311,	,368	0.8	4,	030,	470,	329	0.9		3,8	341,039	0.1
06	農	林	水	産	業	A	33,28	5,3	809,	,533	6.2	30,	753,	232,	113	6.6	2,5	32,0	77,420	8.2
07	商		I	•		ŧ	66,68	2,5	505,	,118	12.5	54,	584,	696,	503	11.7	12,0	97,8	308,615	22.2
08	土		木	•	隻	ŧ	73,83	6,4	143,	,372	13.8	56,	272,	705,	088	12.0	17,5	63,7	738,284	31.2
09	警		察			ŧ	24,70	1,8	337,	,198	4.6	23,	138,	519,	025	4.9	1,5	63,3	318,173	6.8
10	教		育	;	梦	ŧ	81,00	9,1	.23,	,883	15.2	80,	477,	869,	509	17.2	5	31,2	254,374	0.7
11	災	害	復		日	4	2,34	1,3	35,	,083	0.4	3,	391,	531,	191	0.7	△1,0	50,1	196,108	△31.0
12	公		債	:		ŧ	69,79	2,5	527,	,689	13.1	72,	123,	240,	850	15.4	∆2,3	30,7	713,161	△3.2
13	諸	= 7	支	出	£	È	31,20	6,2	286,	,878	5.8	25,	668,	266,	711	5.5	5,5	38,0	20,167	21.6
		合		計			534,41	2,2	221,	,097	100.0	468,	034,	061,	945	100.0	66,3	378,1	159,152	14.2

主な増額理由

- ・衛生費については、医療衛生費などの増によるものです。
- ・土木費については、緊急地方道路整備事業費、総合流域防災事業費などの増によるものです。
- ・商工費については、中小企業総合支援費、金融あっ旋指導費などの増によるものです。
- ・民生費については、老人福祉運営対策費、生活福祉等対策費などの増によるものです。

主な減額理由

- ・公債費については、借換債の発行の増に伴う繰出金の減などによるものです。
- ・災害復旧費については、漁港施設災害復旧費、河川等施設災害復旧費などの減によるものです。

③ 実質収支

(単位:円)

	令和2年度	令和元年度	前年度比較
歳入決算額 A	556,181,892,120	481,843,834,591	74,338,057,529
歳出決算額 B	534,412,221,097	468,034,061,945	66,378,159,152
歳入歳出差引額 C=A-B	21,769,671,023	13,809,772,646	7,959,898,377
翌年度繰越額	79,807,151,520	58,650,851,178	21,156,300,342
翌年度へ 繰り越すべき財源 D	8,565,114,758	5,741,962,224	2,823,152,534
実質収支額 C-D	13,204,556,265	8,067,810,422	5,136,745,843

一般会計歳入歳出決算額の推移

左曲	予算現額	対前年	歳入決算額	対前年	歳出決算額	対前年	歳入歳出差引額
年 度	(千円)	増減率 (%)	(千円)	増減率 (%)	(千円)	増減率 (%)	(千円)
12	686,575,554	0.9	637,188,496	1.7	611,737,139	1.2	25,451,357
13	676,413,163	△ 1.5	616,348,321	△ 3.3	595,312,853	△ 2.7	21,035,468
14	627,217,897	△ 7.3	587,299,535	$\triangle 4.7$	570,170,872	△ 4.2	17,128,663
15	581,358,974	△ 7.3	554,625,604	\triangle 5.6	538,725,581	\triangle 5.5	15,900,023
16	575,687,182	△ 1.0	539,762,825	△ 2.7	522,304,253	△ 3.0	17,458,572
17	563,806,450	△ 2.1	533,813,272	△ 1.1	513,268,160	△ 1.7	20,545,112
18	540,723,391	△ 4.1	513,507,931	△ 3.8	501,978,129	△ 2.2	11,529,802
19	497,251,645	△ 8.0	480,565,715	\triangle 6.4	468,137,080	△ 6.7	12,428,635
20	483,644,481	$\triangle 2.7$	458,365,532	\triangle 4.6	452,066,612	△ 3.4	6,298,920
21	524,356,273	8.4	490,105,138	6.9	479,278,396	6.0	10,826,742
22	509,241,682	△ 2.9	486,797,697	△ 0.7	469,183,529	△ 2.1	17,614,168
23	504,655,835	△ 0.9	477,500,683	△ 1.9	466,174,921	△ 0.6	11,325,762
24	519,315,226	2.9	472,132,543	△ 1.1	457,947,074	△ 1.8	14,185,469
25	537,851,850	3.6	500,961,111	6.1	479,805,459	4.8	21,155,652
26	531,038,370	△ 1.3	498,629,266	\triangle 0.5	478,556,462	△ 0.3	20,072,804
27	519,544,992	△ 2.2	488,445,908	△ 2.0	475,108,277	△ 0.7	13,337,631
28	512,649,317	△ 1.3	475,143,032	△ 2.7	462,004,267	△ 2.8	13,138,765
29	513,112,108	0.1	477,162,472	0.4	464,844,549	0.6	12,317,923
30	527,545,512	2.8	479,943,275	0.6	465,824,034	0.2	14,119,241
元	548,906,075	4.0	481,843,835	0.4	468,034,062	0.5	13,809,773
2	644,398,323	17.4	556,181,892	15.4	534,412,221	14.2	21,769,671

第2表 特別会計決算状況

(単位:円)

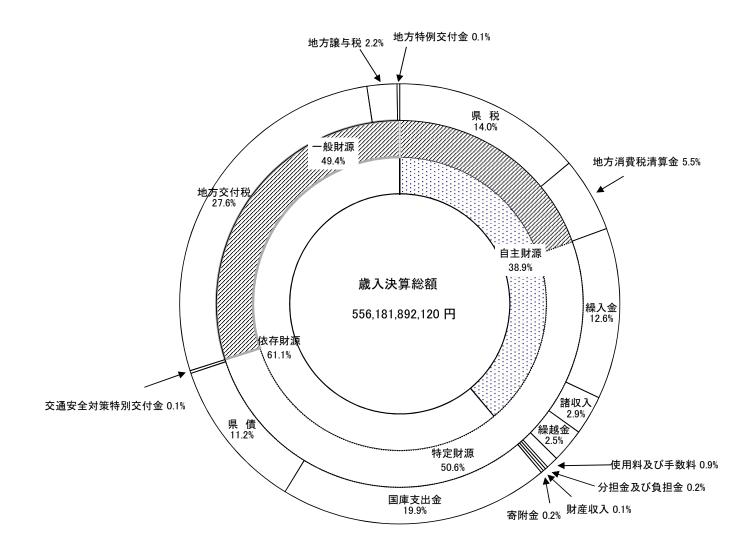
											(
		会	Ī	計	名			歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
用	度	事	業	特	別	会	計	1, 610, 503, 176	1, 256, 774, 347	353, 728, 829	353, 728, 829
証	紙	収	入	特	別	会	計	3, 032, 938, 907	1, 983, 701, 900	1, 049, 237, 007	1, 049, 237, 007
母日	4父子	寡婦	福祉資	資金貸	付金物	特別会	計	301, 824, 810	159, 235, 728	142, 589, 082	142, 589, 082
農	業改	良資	金 2	貸付	金特	別会	計	19, 054, 692	2, 943, 999	16, 110, 693	16, 110, 693
県	有林	県行	 造 涉	林 事	業特	別会	計	180, 924, 897	180, 888, 569	36, 328	36, 328
中生	小企業	连近 代	 化資	金貸	付金!	特別名	会計	2, 528, 608, 132	47, 704, 790	2, 480, 903, 342	2, 480, 903, 342
中/	小企業	美・)	雇用	対策	事業特	寺別名	台計	108, 203, 393, 909	107, 980, 917, 429	222, 476, 480	222, 476, 480
港	湾等	整整	備	事 業	特为	引 会	計	4, 362, 347, 092	3, 496, 919, 780	865, 427, 312	814, 303, 412
徳	島ビ	ル	管 理	事業	業 特	別会	計	333, 422, 394	40, 669, 650	292, 752, 744	292, 752, 744
県	営住	宅	女金	等 管	理特	別会	計	251, 924, 631	16, 944, 685	234, 979, 946	234, 979, 946
公月	用地な	(共	用地」	取得	事業特	寺別名	台計	3, 243, 076, 965	2, 979, 266, 304	263, 810, 661	256, 260, 314
奨	学。	金 貨	计付	金	特另	· 会	計	554, 778, 774	187, 373, 779	367, 404, 995	367, 404, 995
都ī		水水	源費	負担	金朱	 別 会	計	252, 401, 138	252, 400, 400	738	738
市日	町村?	振 興	資金	貸付	金幣	身別 会	十	4, 872, 990, 711	1, 869, 491, 032	3, 003, 499, 679	3, 003, 499, 679
公	債	管	理	特	別	会	計	113, 664, 123, 733	113, 664, 123, 733	0	0
給	与 纟	集 中	□ 管	理	特別	」 会	計	31, 298, 409, 957	31, 298, 409, 957	0	0
林	業改	善資	全 1	貸付	金特	別会	計	275, 384, 246	108, 000	275, 276, 246	275, 276, 246
沿片	岸漁業	美改	善資金	金貸付	计金特	寺別会	台計	294, 441, 585	131, 310	294, 310, 275	294, 310, 275
玉	民 健	康	保険	事業	業 特	別会	計	75, 137, 886, 683	71, 993, 173, 799	3, 144, 712, 884	3, 144, 712, 884
地資					島県 明 身 別		対院 計	249, 987, 558	249, 987, 558	0	0
		合			計			350, 668, 423, 990	337, 661, 166, 749	13, 007, 257, 241	12, 948, 582, 994

(単位:円)

							(
歳	入	歳	出	差	引	額	13, 007, 257, 241
翌	年	度	剎	晃	越	額	316, 674, 247
翌年	F度~	〜繰	り越	すへ	ヾき	財源	58, 674, 247
実	質		収	=	支	額	12, 948, 582, 994

資料 1

一般会計歳入決算分析グラフ(性質別)



資料 2

最近5箇年間の一般会計歳入決算額比較表(財源別構成比の推移)

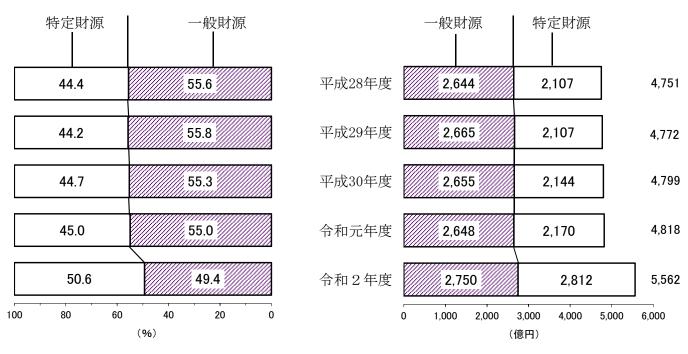
(1) 自主財源と依存財源の推移



(注)()は、依存財源、自主財源のそれぞれの構成比の合計である。

1 自主財源の「その他」	2 依存財源の「その他」
地方消費税清算金	県債
分担金及び負担金	地方譲与税
使用料及び手数料	地方特例交付金
財産収入	交通安全対策特別交付金
寄附金	
繰入金	
繰越金	
諸収入	

(2) 一般財源と特定財源の推移

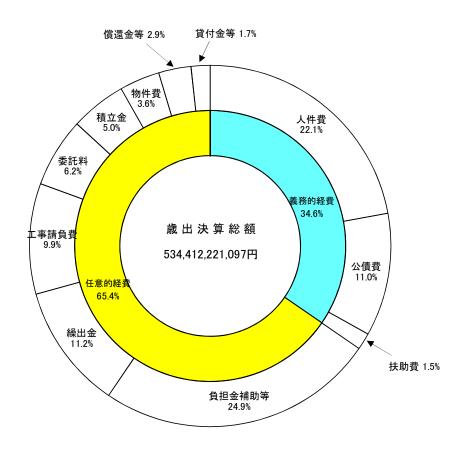


1 一般財源	2 特定財源	
県税	交通安全対策特別交付金	寄附金
地方消費税清算金	分担金及び負担金	繰入金
地方譲与税	使用料及び手数料	繰越金
地方特例交付金	国庫支出金	諸収入
地方交付税	財産収入	県債

資料 3

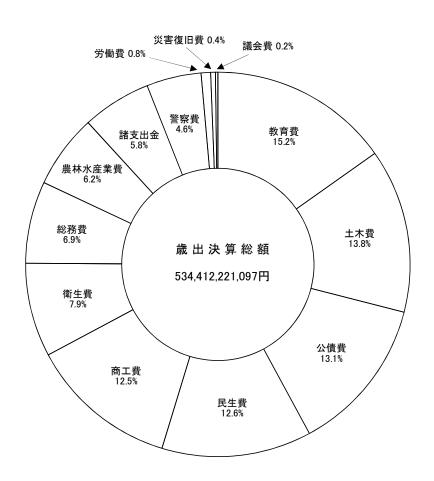
一般会計歳出決算分析グラフ

(性質別)

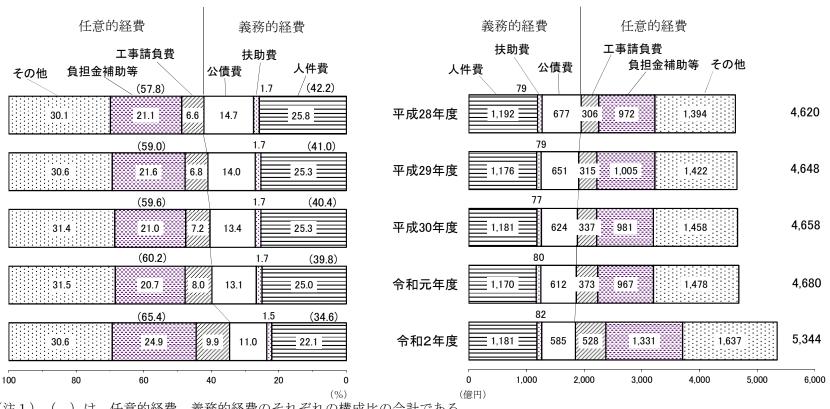


(注)性質別のグラフにおいて、公債費は公債諸費等を除く。

(目 的 別)



資料 4 最近5箇年間の一般会計歳出決算額比較表(性質別構成比の推移)



⁽注1) ()は、任意的経費、義務的経費のそれぞれの構成比の合計である。

(注2) 公債費は、公債諸費等を除く。

決 算 用 語 解 説

1「一般会計」とは

県の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、地方交付税や県税などを主な財源として、道路、河川、住宅、学校等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業・教育・文化の振興、警察など事務事業の大部分を経理する会計です。

2「特別会計」とは

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいい、経理の適正を図るため、条例に基づいて設置しているものです。

令和2年度の特別会計の数は、20会計となっています。

3「予算現額」とは

予算現額とは,当初予算を基礎に,補正予算を差引増減した予算額に,前年度繰越 事業費繰越額を加えた最終の予算額をいいます。

決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない(地方自治法施行令 第166条)こととなっていますが、この歳入歳出予算が予算現額です。

4 「収入済額」とは

調定された金額のうち、現実に収入された金額の合計額のことです。

歳入を収入する場合には、歳入徴収権者(知事の委任を受けた課長又は廨長)が、 その歳入の内容を調査して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納 期限等を具体的に調査決定する県の内部意思決定行為である調定が必要です。

納入義務者には,調定に基づき納入通知書が送付されることとなります。

5 「支出済額」とは

歳出予算の執行により、現実に支出した金額の累計額のことです。

6 「歳入歳出差引額」とは

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額は、地方自治法に基づき、歳計剰余金として翌年度の「繰越金」収入となります。

「歳計剰余金」、「形式収支」と同義語です。

7 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは

翌年度繰越の歳出予算の経費については、その経費に充てるために必要な金額(財源)を、必ず翌年度に繰り越さなければなりませんが、翌年度繰越額のうち令和2年度において既に収入済となっており、繰越事業費の財源として使用することが確定している額をいいます。

8「実質収支額」とは

歳入歳出差引額(形式収支)から、「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いた額 をいいます。

歳入歳出差引額が「歳計剰余金」であるのに対し、実質収支額は「純剰余金」ともいいます。純剰余金は、翌年度の一般財源として、いかなる歳出予算の財源に充当しても差し支えありません。

「実質収支額」=「歳入歳出差引額」-「翌年度へ繰り越すべき財源」

9「自主財源」とは

県が自主的に収入できる財源をいいます。

自主財源がどれくらいあるかは、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうか の尺度となります。

10「依存財源」とは

国にその調達を依存する財源であり、国の意思により、定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。

11「一般財源」とは

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

12「特定財源」とは

財源の使途が特定されているものをいいます。

13「義務的経費」とは

県の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、極めて硬 直性の強い経費です。次の三項目がこれに当たります。

人件費

扶助費(社会保障制度の一環として,生活保護法等に基づき,被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費等)

公債費(県債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額)

14「任意的経費」とは

県が任意に支出することができる経費で,義務的経費以外の一切の経費をいいます。

15「県債」とは

県が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。